

資料編



## 1. 計画策定の経過

年	月日	内容
平成25年	7月18日	平成25年度 第1回 児童福祉審議会
	9月25日	第1回 入間市子ども・子育て支援事業計画策定委員会
	10月 8日	平成25年度 第2回 児童福祉審議会 (子ども・子育て支援事業計画の策定について諮問)
	10月18日	第2回 入間市子ども・子育て支援事業計画策定委員会
	11月18日	第3回 入間市子ども・子育て支援事業計画策定委員会
	11月中	子ども・子育て支援ニーズ調査の実施
	12月17日	第4回 入間市子ども・子育て支援事業計画策定委員会
平成26年	3月10日	第5回 入間市子ども・子育て支援事業計画策定委員会
	3月17日	平成25年度 第3回 児童福祉審議会
	4月16日	第6回 入間市子ども・子育て支援事業計画策定委員会
	4月22日	平成26年度 第1回 児童福祉審議会
	5月 9日	第7回 入間市子ども・子育て支援事業計画策定委員会
	5月26日	平成26年度 第2回 児童福祉審議会
	6月12日	第8回 入間市子ども・子育て支援事業計画策定委員会
	7月 1日	平成26年度 第3回 児童福祉審議会
	7月16日	第9回 入間市子ども・子育て支援事業計画策定委員会
	7月30日	平成26年度 第4回 児童福祉審議会
	8月19日	第10回 入間市子ども・子育て支援事業計画策定委員会
	8月26日	平成26年度 第5回 児童福祉審議会
	9月16日	第11回 入間市子ども・子育て支援事業計画策定委員会
	9月30日	平成26年度 第6回 児童福祉審議会 (子ども・子育て支援事業計画(案)の答申)
	10月中	子ども・子育て支援事業計画 パブリックコメントの実施
	10月23日	平成26年度 第7回 児童福祉審議会
	11月17日	平成26年度 第8回 児童福祉審議会
	11月21日	第12回 入間市子ども・子育て支援事業計画策定委員会
	12月25日	第13回 入間市子ども・子育て支援事業計画策定委員会
平成27年	1月14日	平成26年度 第9回 児童福祉審議会
	2月中	入間市第二次次世代育成支援行動計画 パブリックコメントの実施
	2月19日	第14回 入間市子ども・子育て支援事業計画策定委員会
	2月27日	平成26年度 第10回 児童福祉審議会

## 2. 入間市児童福祉審議会条例

○入間市児童福祉審議会条例

平成 11 年 9 月 29 日

条例第 18 号

改正 平成 13 年 2 月 28 日 条例第 3 号

平成 13 年 6 月 28 日 条例第 12 号

平成 14 年 3 月 28 日 条例第 20 号

平成 25 年 6 月 27 日 条例第 16 号

(設置)

第 1 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 8 条第 3 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、入間市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平 14 条例 20・平 25 条例 16・一部改正）

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事務を行う。

- (1) 児童の健やかな育成及び子育て支援に関する基本的事項について調査審議すること。
- (2) 子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。

（平 25 条例 16・全改）

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織し、児童の福祉又は教育に関する事業に従事する者、学識経験のある者及び知識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

（平 13 条例 3・平 14 条例 20・平 25 条例 16・一部改正）

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平 13 条例 3・一部改正）

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要と認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉部児童福祉課において処理する。

(平 13 条例 12・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

(入間市保育所運営協議会条例の廃止)

2 入間市保育所運営協議会条例（昭和 55 年条例第 9 号）は、廃止する。

(任期の特例)

3 この条例の施行の際、最初に委嘱される委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 13 年 3 月 31 日までとする。

(入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

4 入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 13 年条例第 3 号）

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条から第 31 条までの規定による改正後の条例の規定は、平成 13 年 4 月 1 日以後にする委嘱（同日前に委嘱又は任命された委員の補欠としてする委嘱を除く。）から適用する。

附 則（平成 13 年条例第 12 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年条例第 20 号）

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年条例第 16 号）

この条例は、公布の日から施行する。

### 3. 入間市児童福祉審議会委員名簿

◎委員長 ○副委員長

番号	区分	氏名	所属団体等
1		シラミス 白水 ミドリ 翠	民生委員・児童委員協議会
2		ノグチ 野口 ハルミ 春美	民間保育園園長会
3		オホリ 大堀 ヒロシ 浩	私立幼稚園連絡協議会
4		コマツ 小松 ハヤオ 速雄	青少年健全育成推進協議会
5		ツシマ 対馬 ショウコ 抄子	保育所連絡会
6		ホソチ 細瀬 ヒロキ 弘行	事業主代表
7		オオガ 大賀 シロウ 史郎	労働者代表
8	○	ヒラカ 平岡 ケイコ 恵子	保育所第三者委員
9		ミヤカ 宮岡 サチエ 幸江	地域の子育て支援関係者
10	◎	シミズ 清水 ヨシアキ 義昭	知識経験者
11		ヨシダ 吉田 フミヨ 史代	知識経験者（前公募委員）
12		アミノ 網野 武博	学識経験者
13		シミズ 清水 シゲル 繁	公募委員
14		タチバナ 橘 ミツコ 三津子	公募委員
15		クサマ 草間 けさ子	公募委員

## 4. 入間市子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条の規定により、教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他、同法に基づく業務の円滑な実施に関する、入間市子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)を策定するため、入間市子ども・子育て支援事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 事業計画を策定するための調査研究及び計画立案に関すること。
- (2) 情報収集に関すること。
- (3) 前二号に掲げるものの他、委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、児童福祉課長及び次に掲げる課に属する職員のうちから、当該課の長の指名する職員をもって組織する。

- (1) 企画部企画課
- (2) 健康福祉センター親子支援課
- (3) 教育総務部学校教育課

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は児童福祉課長とする。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(関係者の出席)

第6条 第2条の所掌事務について、委員長が必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部児童福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

## 5. 入間市子ども・子育て支援事業計画策定委員会構成員名簿

### 1. 委員

番号	所属	担当名	役職	氏名
1	企画部 企画課	総合政策担当	副主幹	園田 民子
2	健康福祉センター 親子支援課	親子保健担当	主幹	岩崎 聡
3	健康福祉センター 親子支援課	発達支援担当	副主幹	鈴木 和弘
4	福祉部 児童福祉課		参事兼課長	布施川 利夫
5	教育総務部 学校教育課	子ども未来室担当	主幹	吉野 正美
6	教育総務部 学校教育課	学事保健担当	副主幹	松本 智

※平成26年4月～

### 2. 事務局（児童福祉課）

番号	担当名	役職	氏名
1	保育担当	副参事	原嶋 裕子
2	保育担当	主幹	晝間 忠利
3	相談担当	副主幹	深津 陽子
4	保育担当	主査	宮崎 秀代
5	保育担当	主事	金本 忠至

※平成26年4月～



入間市  
次世代育成支援行動計画  
子ども・子育て支援事業計画

発行 入間市 福祉部 児童福祉課  
〒358-8511 埼玉県入間市豊岡 1-16-1  
TEL 04-2964-1111 (代表)